

# 農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について

( 平成14年3月29日付13農振第3737号 )  
農林水産省生産局長・農村振興局長通知

一部改正 平成16年5月10日付15農振第2819号

## 第1 趣 旨

平成13年6月26日「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、公共事業の「効率性/透明性の追求」として、「公共事業のコストを縮減すること」、「住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用」することとされたところである。

この改革の方向に即し、農業農村整備事業又は農村振興局整備部所管の非公共事業であって、農家・地域住民等の参加（以下「参加型」という。）で実施が可能と考えられる作業をその内容の全部又は一部とする事業における当該作業について、農家・地域住民等の参加要望に基づく、参加型の直営施工の実施により、工事コストの縮減と農家負担の軽減を図り、併せて造成した施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理を期待するものである。

## 第2 基本要件

参加型の直営施工は、第3の対象作業について、事業実施主体が地元に対して説明を行い、農家・地域住民等及びこれらで構成される団体から当該作業への参加の申し出があり、事業実施主体が適当と認めた場合において実施することとする。

## 第3 対象作業

参加型の直営施工で実施する作業は、当面の間その作業の難易度及び安全確保の観点から、別表1に掲げるものを参考とする。

## 第4 労務参加の申請・承認

参加型の直営施工に団体として参加を希望する場合、当該団体は、労務参加申請書（様式第1号）に当該団体の規約と作業場所、作業内容等を記載した労務参加計画書（様式第2号）を付して、事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、提出された労務参加計画書等を審査し、その内容が適切である場合には、労務参加を承認する旨を当該団体に通知（様式第3号）するものとする。

## 第5 対価の支払

- 1 事業実施主体が参加型の直営施工に対して対価を支払う場合は、参加型の直営施工の対象工事に係る全ての直接工事費相当額が、当該対象工事を請負施工とした場合の直接工事費相当額を超えないものとする。
- 2 また、対価を作業委託料として団体に対して支払う場合は、原則として、参加型の直営施工の実施地域にある、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条に基づき設立される土地改良区、同法第111条の13の認可を得て設立された都道府県土地改良事業団体連合会及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に定める農業生産法人を対象とする。

- 3 なお、事業実施主体の長（ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。以下同じ。）が特に認めた、農家・地域住民等で構成される団体（以下「特認団体」という。）は、対価の支払い対象団体とすることができる。

この場合、あらかじめ、特認団体は、特認団体申請書（様式第4号）により、事業実施主体の長に申請し、事業実施主体の長は、当該作業を適切に実施できると特に認める場合には特認団体承認書（様式第5号）を特認団体に通知するものとする。

- 4 事業実施主体の長（国営事業の場合を除く。）は、当該年度における参加型の直営施工に係る特認団体承認一覧表（様式第6号）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長若しくは農村振興局長又は北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構にあっては農村振興局長。）に、翌年度の4月末日までに提出するものとする。

#### 第6 労働保険等

参加型の直営施工を実施する事業実施主体、及び参加型の直営施工に参加する農家・地域住民等及びこれらで構成される団体は、必要な労働災害保険や損害保険に加入するものとし、これに必要な費用は当該事業費から適切に支出するものとする。

#### 第7 施工管理・安全管理・検査等

事業実施主体は、参加型の直営施工の施工管理、安全管理及び検査を適切に行うものとする。施工管理・安全管理及び検査等について、必要があれば、現場技術業務等の活用を図るものとする。

直営施工であるため、瑕疵担保は徴しないものとする。

別表 1

工 種	作 業 内 容
土工関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削面の高さが2メートル以下となる地山の掘削</li> </ul>
水路工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳密な標高管理を要しない用排水路末端部分の施工</li> <li>・小規模な水路（コンクリート二次製品等）の設置</li> <li>・小規模な取水・分水施設の設置</li> </ul>
道路工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作道路等の新設・改良</li> <li>・耕作道路等における砂利・コンクリート舗装</li> </ul>
区画整理 (権利移動を伴わないもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔の造成・除去</li> <li>・ほ場進入路の造成・除去</li> <li>・心土破碎</li> <li>・客土、土壌改良材の投入</li> </ul>
暗渠排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の施工</li> </ul>
環境整備工その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害防護柵の設置</li> <li>・看板、ベンチ等の設置</li> <li>・重機を伴わない植栽</li> <li>・転落防止柵の設置</li> </ul>

-----

上記、別表1は参考であり、[リンク先](#)、農家・地域住民等参加型の直営施工実績（平成14年～平成16年度）の直営施工実施事例集計表に実施した事例を示しているので参考としてください。

-----

様式第 1 号

平成 年 月 日  
第 号

### 労務参加申請書

事業実施主体の長 殿

労務参加申請者の代表

地区について、労務参加計画を策定したので、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」の第 2 及び 4 に基づき、下記の資料を添付して申請します。

#### 記

1. 労務参加計画書
2. 労務参加申請者の団体規約  
( 土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業生産法人の場合は定款、  
通知本文第 5・3 なお書きに示す特認団体の場合は団体規約 )

-----  
様式第 3 号

平成 年 月 日  
第 号

### 労務参加承認書

労務参加申請者の代表 殿

事業実施主体の長

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、労務参加を承認する。

#### 記

1. 地区

様式第4号

平成 年 月 日  
第 号

### 特認団体申請書

事業実施主体の長 殿  
(都道府県知事(注))

特認団体の代表

地区について、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」の第5に基づき、下記の農家・地域住民等で構成される団体を特認団体として承認願いたいので、関係資料を添付して申請します。

記

1. 団体名称
2. 関係資料  
(1) 労務参加計画書  
(2) 団体の規約等

(注は、団体営事業の場合)

-----  
様式第5号

平成 年 月 日  
第 号

### 特認団体承認書

特認団体の代表 殿

事業実施主体の長  
(都道府県知事(注))

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記の団体については、特認団体として承認する。

記

団体名称

(注は、団体営事業の場合)

様式第6号

特認団体承認一覧表

事業名	地区名	事業実施主体	団体名

(様式第2号)

# 労務参加計画書

平成 年 月 日

事業名	地区名	事業実施主体	作業場所	作業(工事)名																								
労務参加型による工事計画の概要																												
項目(作業内容)	細目	数量	備考	労務参加申請団体																								
				団体名及び代表者名																								
				担当者名																								
				担当者連絡先(電話)																								
				対価(労務費)	有り・なし																							
				特記事項(役割分担等)																								
作業(工事)工程【日数】																												
項目(作業内容)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計 (人)
作業開始予定	平成	年	月	日	作業終了予定	平成	年	月	日	作業延日数	日	実作業日数	日															日